

## 事業の概要一覧

事業の区分	助成率		助成限度額	
A 地域の課題解決のための取組	今までに交付決定を受けたことが <u>ない</u> 場合	助成対象経費の10/10		
	今までに本助成金を受けたことが <u>ある</u> 場合	助成対象経費の1/2		
B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	助成対象経費の10/10		単一 20万円	
	B-1 防災・節電活動	助成対象経費の10/10		
	B-2 子ども・若者育成支援	今までにB-2区分で交付決定を受けたことが <u>ない</u> 場合	助成対象経費の10/10	地区連 100万円
		今までにB-2区分で交付決定を受けたことが <u>ある</u> 場合	助成対象経費の1/2	
	B-3 高齢者等の見守り活動	助成対象経費の10/10		都町連・町自連 200万円
	B-4 防犯活動 B-5 多文化共生社会づくり	今までに交付決定を受けたことが <u>ない</u> 区分で申請する場合	助成対象経費の10/10	
		今までに交付決定を受けたことが <u>ある</u> 区分で申請する場合	助成対象経費の1/2	
B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組 《デジタル活用支援》	助成対象経費の10/10			
C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	共同する団体のなかに、今までC区分で交付決定を受けた団体が <u>いない</u> 場合	助成対象経費の10/10	単一 (共同) 50万円	
	共同する団体のなかに、今までC区分で交付決定を受けた団体が <u>いる</u> 場合	助成対象経費の1/2		
D 単一の町会・自治会が他の地域団体(町会・自治会及び自治体等を除く)と連携して実施する地域の課題解決のための取組	今までにD区分で交付決定を受けたことが <u>ない</u> 団体	助成対象経費の10/10	単一 (連携) 30万円	
	今までにD区分で交付決定を受けたことが <u>ある</u> 団体	助成対象経費の1/2		

※ 助成金は千円単位とし、端数は切捨てとします。

※ 助成率が1/2の場合でも、助成限度額は変わりません。

(例) 単一町会がA区分・助成率1/2で申請する場合

助成対象経費が18万円 → 助成金額は 18万円 × 1/2 = 9万円

助成対象経費が40万円 → 助成金額は 40万円 × 1/2 = 20万円

助成対象経費が52万円 → 助成金額は 52万円 × 1/2 = 26万円となりますが、助成限度額が上限のため 20万円

※ 助成金の総額は、東京都の予算の範囲内となります。

### 重要！【助成率の特例】

A、B-2、B-4、B-5、C又はD区分の申請で、助成率が助成対象経費の1/2になる場合でも、取組の中に「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動が含まれている場合、助成率は助成対象経費の10/10になります。

(例1) 昨年度、B-4区分で防犯パトロールを実施した団体が、今年度もB-4区分で申請する場合

①防犯パトロールのみを実施 → 助成率は1/2になります。

②防犯パトロールに、地域防災力の強化かつ多文化共生社会につながる活動を含めて実施 → 助成率は10/10になります。

(例2) 昨年度、CまたはD区分で高齢者の見守り活動を実施した団体が、今年度、A区分で交流イベントを実施する場合

①交流イベントのみを実施 → 助成率は1/2になります。

②交流イベントに、地域防災力の強化かつ多文化共生社会づくりにつながる活動を含めて実施 → 助成率は10/10になります。

【C、D区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動、またはデジタル活用支援を行う場合】

B-1区分、B-3区分、B-S区分と同様に助成率は助成対象経費の10/10になります。